

1. 件名：日本原燃株式会社廃棄物埋施設保安規定の変更認可申請に関する面談（6）
2. 日時：令和2年3月12日（木）15時30分～17時10分
3. 場所：原子力規制庁 10階南会議室
4. 出席者：  
原子力規制庁  
原子力規制部 審査グループ 核燃料施設審査部門  
金岡上席安全審査官、菅生主任安全審査官、長井安全審査官、大塚安全審査専門職、古田安全審査専門職  
原子力規制部 検査グループ 核燃料施設等監視部門  
百瀬管理官補佐  
日本原燃株式会社  
埋設事業部 埋設計画部長 他5名
5. 自動文字起こし結果：  
別紙のとおり  
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
6. その他：  
日本原燃株式会社からの配付資料
  - ・今後の進め方について
  - ・廃棄物埋施設保安規定の変更の補正について
  - ・廃棄物受入基準の見直し（検査基準化）案および下部要領類との書き分けについて

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:04	原子力規制庁の古田です。ただいまから、日本原燃株式会社廃棄物埋設事業保安規定の変更認可申請に関する面談を始めます。
0:00:15	本日の面談につきまして、先週実施した面談での我々の指摘について回答を準備してきていただいております。まず資料の確認をお願いいたします。
0:00:30	日本原燃のハマナカです。今日お持ちした資料の確認をいたします。クリップを外していただいて、まず、今後の進め方についてというA4 縦の資料が1枚。
0:00:41	続いて4段表のA3 横でカラーのもの、これがをもって裏で2枚目は表だけですけれども、合わせて2枚です。
0:00:52	節いて、
0:00:55	廃棄物埋設施設保安規定の変更の補正についてというA4 縦の資料、
0:01:02	それと、
0:01:04	資料は1枚であると第二種埋設規則と廃棄物埋設施設保安規定WAC1号廃棄体との関連づけについての変更案、これがA4 縦のををもって裏が1枚と、その2号と2号のもの、別表2-2と書いたもの、これがもう1枚。
0:01:22	最後に、
0:01:24	一応廃棄体の放射能濃度に関わるスケーリングファクタ等一覧別紙と書いたもの、これがA4 縦でホチキスどめになった冊子ものが1枚一系一部ということになります。以上です。
0:01:40	原子力規制庁の布田です。資料はお手元にございますでしょうか。
0:01:47	それでは続きまして資料の説明をお願いいたします。
0:01:52	はい。日本原燃のヤマジでございます。先週先週とヒアリングで御指導いただきまして誠にありがとうございました。いただいたコメントを踏まえて資料水性して参りましたので御確認いただいて、本日でできれば冬資料フィックスさせて、
0:02:09	来週の審査会合に臨みたいと考えております。
0:02:13	本日3月12日でございますが、私どもとしましては、4月1日以降も引き続き操業したいと考えております。
0:02:22	4月に4月の下旬に廃棄体確認申請、その前段として、4月中旬に発電所の記録監査を計画しておりますが、
0:02:33	枠が認可されて運用基準が運用、適用の技術基準が明確になっている必要があるのではないかと考えております。
0:02:42	3月18日の審査会合の後、速やかに補正を考えておりまして、私どもとしましては、併せて明日からでも社内手続きに入ることができる限りのことをして、

0:02:59	いたしますので、早期の認可を何卒よろしく願いたいと考えております。
0:03:06	以上でございます。
0:10:29	原子力規制庁の古田です。ただいま御説明いただきました内容につきましては庁内で確認させていただきたいと思っております。
0:10:37	そのほかよろしいでしょうか。
0:10:40	それでは引き続き資料の説明をお願いいたします。
0:10:48	日本原燃のハマナカです。続いて、カラーでA3横の4段票について説明させていただきますとこれは先週の面談でも御説明したのですが、選手全前回のコメントを受けて修正したところ、青字にしております。
0:11:09	主立ったところですが、まずすつ経営1枚目の1、下のところの第3号の技術基準に該当するスケーリングファクタに関する部分ですが、ここは対応保安規定の中に入れるということで、
0:11:26	青字で書いている部分はスケーリングファクタ等については別紙の通りとするということで、これをこの保安規定の別紙という形で入れたいと思っております。この別紙は今日お配りした者、お配りした資料の最後につけている。3A4のホチキスどめのもの、これになります。
0:11:47	あと、
0:11:50	技術基準の第6号第7号AとA3の1枚目の裏面ですが、
0:11:58	ここについては、
0:12:01	確認の方法としては固化の方法を確認するということで、THAI埋設荷重については6号の埋設荷重につきましては、1号は容器で担保するということになりますので固化の方法のうち容器のところに書くと、
0:12:20	これも前回いただいたコメントで実質の企画規格の容器と同等以上の強度密封性を有するものであることが適用できる条件というものを記載するということでしたので青字で、
0:12:36	埋設終了までに受ける恐れのある荷重としては定値時が最大ということで、その最大荷重、この基準が適用できる時の最大値というか、その要件として16トンのツリーを用いたクレーンで0.5トンの廃棄体を8段積みで定置した場合の
0:12:54	荷重これに耐える強度を有するというのが要件ということで、もし吊具の重量がこの16tを超えるようなものですか廃棄体が0.5トンを超えたり、その8段積みというのが積本数が変わったりといった場合にはこの基準が適用できなくなるということで歯止めがかかるというふうにかかって考えております。
0:13:14	2号につきましては、同様に、

0:13:17	2号はちょっと大物が違いますので吊具が16トンが最大ということであとは廃棄体の重量1トン、これを9段積みで定置した場合にかかる荷重というのが最大になります。
0:13:30	それを容器で担保する、ほかに御につきましては廃棄体の中に入る廃棄物の強度によって使い分けているところがありますので、
0:13:43	(3)の固形化の方法のところ強度が弱い廃棄体が廃棄物の強度が弱いものについては、栄養廃棄物と容器の隙間に3030ミリの内張りができるように、各その空間が確保できていること。
0:13:58	ということも要件として出てくるのでこれを個別に記載しております。
0:14:03	第7号の落下時の飛散率に関する飛散量に関するところ、これも固形化の方法で確認するというので、1号につきましてはこの固形化の方法で担保するための条件としまして、青字で
0:14:19	定値までに想定される最大の高さは廃棄体を吊り上げて7mということを経験として記載しております。同じように2号につきましては吊上廃棄体のつり上げ高さを8mということで記載しております吊り上げ高さが変わった場合はこの固形化の今の固形化の方法で
0:14:38	飛散量が少ないということを担保できないのでそこがもし変わったときには、そういう判断ができるという歯止めがかかると思っております。
0:14:49	で、大きくは、以上が変更点でございますとあとは言葉を少し補足してより詳細に基準としてわかりやすくした。
0:15:02	ものが何ヶ所かありますが、もう1回1枚目の表に戻っていただきまして、
0:15:09	第1号の要件のところの固形化の方法の(7)有害な空隙というここ上部空隙が堆積で30%でこの後すぐに15cmと書いてあったんですが、退席とこの長さの関係がよくわからないかもしれないのでここについては固形化した配管長さの
0:15:29	ところは固形化した廃棄物の上限から容器の蓋の下面までの長さということで、堆積は30%でいいんですけども、長さを測るときはこっからここまでというのを明確にしました。
0:15:42	あとすみませんちょっと飛ばしたんですが、(6)の練馬で今後のところ、ここは前は単に均質に均一均質に練りませ均一に混合ということだけ書いてたんですが、ここで湖西のところとしましては、その均一に混合できることを確認された。
0:16:02	試験によって確認された固形化の設備等運転条件、これを確認しますということを追記いたしました。

0:16:11	はい、同様に 2 号につきましてもこの固形化の方法、これは 2 号については固形化固形化材を流し込む速度ですとかそういったものは全部共通で決まっておりますので、そこはイロハということで、この三つの要件を記載しまして、
0:16:28	同じ家(4)の有害な空隙については、1 号と同様に、その 8cm という長さはどっからどこまでかということを追加で記載しております。
0:16:43	はい。
0:16:45	検査基準化したWACについては以上で後はこれで枠が変わったことで、付随して下部要領の記載ですとか記載の考え方変わるところは今回、青字で記載をし直しております。
0:16:59	で、
0:17:00	続きまして、
0:17:04	A4 縦の、
0:17:06	表別表 2 とか別表 2-2 と書いた資料になりますが、今の 4 段票でWAC空気循環ということで修正したものを最終的に
0:17:18	保安規定に載せる表にし立て直すとうなるというのがこの資料になります。
0:17:24	別表 2 と書いてある、1 号に関するWACの表、
0:17:30	ご確認いただくといっていたきまして、
0:17:35	12 月にこちらから認可申請したものから変わったところを赤字で書いております。
0:17:41	1 ポツの固形化の方法の冒頭のところには、定値までのその高さから落下した時の衝撃により飛散飛散量と、あとですね、3 日主管する条件が加わってますし、固型化材料のところ、(1)固形化材料のところでセメントの
0:18:00	実の規格のの中でも要件としては安定セント圧縮強さ、これを確認することになると。
0:18:08	あと容器は 1 号についてはここで耐埋設荷重も見ますので先ほど 4 段票にも記載した条件として 16トンの吊具で 0.5 との配置で 8 段積みという条件を記載しております。
0:18:22	以降、赤字のところはさっきの 4 段票で記載した記載してあるものを置き直したこちらの表に仕立て直したのになります。
0:18:33	項目としては申請認可申請を出したときは落下時の飛散と耐埋設荷重孔令和と、あと廃棄物の種類ですね、これが個別の項目で出てたんですが、これが今全部 1 ポツの固形化の方法に
0:18:49	取り込まれたという形に大きな
0:18:52	表の形としてはそういう変化があります。

0:18:56	はい。
0:18:56	もう一つの 2 号別表 2-2 についても基本的には同じように、仕立て直されて
0:19:04	お配りした資料のような形に今なるものと思っております。
0:19:09	一応とこちの技術確認項目をベースに並べた表図に対して、埋設の来埋設規則の技術基準の条項どれが当てはまるかというのを一応参考に横につけております。この項目にはこの技術基準が該当するというのが一応整理は、
0:19:29	整理をしているものです。
0:19:33	はい、資料の説明以上になります。
0:19:54	原子力規制庁のフルタです。
0:19:58	それでは今の説明内容につきまして質問等ありましたらお願いいたします。
0:20:33	規制庁モモセです。
0:20:36	ちょっと遅延先週出てませんであれなんですけど、小さいところからちよとなるべく話が収束するような記載が新しいことが古いことからまず確認をとらせていただこうと思います。
0:21:10	1 項と 2 項の固形化方法のつまり 1 号でいう(6)等の 2 項で言うかっこうさんの凝っ景観の方法の記載の差というんですか。
0:21:27	1 号はある種で定性的にという河成農家で記載していて JIS 規格プラスアンダーライン分ぐらいのファクトであったと。
0:21:41	dすと、で一方でピンアート 2 号のほうは JIS 規格プラスピンクんところのあれですね、ある種、詳細の数字規定って言うんですかね、仕様規定になってます。
0:21:56	1 号に関しての誤差のは、今、審査という立場で発言することになっちゃってますけど、他設備の運転条件によって固形化どうかというある程度の実績等を
0:22:12	冒頭、ピンクんところで示している固形化の方法で、この実施の仕方であれば、
0:22:21	1 号に関しては、一般論としてこういう運転条件でやればうまく固型化されますというのを示すというのはバックと示していただく必要がありますし、2 号で言うピンクんところはピンポイントにこういう航行したときに、
0:22:38	こんな結果が出ますというのの資料提供いただく必要が生じるんですけど、これ、まずお願いをできますでしょうか。
0:22:56	日本原燃のマルです。まず 1 号のほうですけれども、運転条件、これ実は
0:23:03	発電所ことによってすべての固化装置でも違いますんで法での 2 号のように具体的な値っていうのはちょっと非常に書きづらいと。そういうことでこの辺の運転条件もどういうパラメータがあるんですかというのは株の予測のほうに項目立てをしております。

0:23:19	何でそれを御確認していただくことになるのかは確認していただけたと思います。
0:23:25	あと倒産えっと2号のほうのいろはについてですけども、
0:23:31	これについては土曜日ですかね。ええとまあ試験示せるものというのは一応これで
0:23:40	今ここににつきましては前
0:23:43	当然 8.6 の発電所を作ってその標準的製作方法
0:23:48	というものに当庫記載のものを今ここには抜き出して書いてございます。したがいましてもそう標準的製作方法の中にも作られているものの中で押さえるべきところということが記載してありますので標準的な施工方法かの確認いただければこれはもう確認いただけるというようなところでございます。
0:24:07	つまりこれ審査の場が必要な資料を提出したいと成立しなくなってしまうと特にピンクみたいのところだと十分な提出が必要になるんですけど、
0:24:19	記載の方法として上のやつにそろえるという考え方もあろうかと思えますし、少なくともですね、今の段階だと、これだけ出され出してですね、審査としては成立していないと言うしかなくなってしまうので、対応何かしら考えていく必要が行く必要があろうかと思えます。
0:24:45	わかりました。
0:24:56	次に、5号の記載ですけど。
0:25:01	ちょっと技術基準の単純な裏返しの記載とちょっと違う書き方をさせていただいてますと、審査で仮にですよ、技術基準の裏返しであれば、そういうものですからと言われて認可になるしかないところもあるんですけども、この場合で、
0:25:21	不等等管理を十分していれば、技術基準を満たすつまり健全性を損なわないこういう審査資料というのが別途発生します。これ、この記載であると、その部分を工務店について準備するかちょっと検討、または規制
0:25:41	対応検討して今までの検査の運用を踏まえた記載の仕方というのがおそらくあるのではないかというも考えられますので、ちょっとこれも別途検討が必要かなと思えます。
0:26:07	それからですね、1人1号2号の関係の(1)ってやつですね。
0:26:15	もともとのセメントの話で、セメントの日同等以上の品質というような実数があったはずなんですけれども、それが同等以上の安定性及び圧縮強さになって、
0:26:30	見ますとで大事なものは、この押さえどころの議論をしていて、ふやしていつている実寸に対して内規やん。事業者さんの情報を足していつている状況の中で、

0:26:46	引き算してるようにどうしても見えて迫っ天候ももとの品質っていうのにこの安定性とか圧縮強さ以外のファクターが内今日見ればあったんじゃないかというふうを考えられるんですけどそこ拾うようにする検討が必要かと。
0:27:04	思うんですけど、
0:27:07	検討が必要な機器なのは必要ないのでしょうか。それが、はい。
0:27:29	日本原燃のハマナカです。今の固型化材料の要件の件につきましてはセメント系材料は、従来の内規で運用されていたときもこの規格JIS規格で確認している品質のうち、安定性と圧縮強さ。
0:27:46	だったので、今これを廃棄体でも必要というふうは今考えてこの二つをよりより強調したというかもともとこうだったので、他の品質を逆に入れてしまうと、要点がぼやけてしまうということで、
0:28:01	必要なものを
0:28:03	載せたというふうを考えております。
0:30:39	すみません、高高さ、
0:30:46	そっか、規制庁モモセです。今判断していた1号の括弧12号の(1)の安定性圧縮性の適切性については、
0:30:59	承知いたしました。
0:31:02	確認でして、第8規制庁モモセです。第8号の
0:31:09	まず整理番号の話ですが整理番号は、引き続き整理番号だけ規定しておけば、原燃さんの場合はよろしいということで、
0:31:22	正しいでしょうか。質問の趣旨は、整理番号の表示その他の措置になって、それから数字が123って書いてあるものでなくてバーコードみたいなものをオンリーでもいいっていう規定なわけなんですけれどもに変わったんですけれども、
0:31:39	No.数字ば数字がひたすら書かれるので、数字の整理番号と書かれているということと、
0:31:46	あともう一つあれなんですね。剥がれにくいステッカーで表示そういう消えにくいはずられにくいと用意を我々技術基準に大いに消えないなんでね、本当は審査いるんでしょうけども、当容易に行けないものであると考えてよろしいかどうか。
0:32:05	これは明確に説明をしておいていただいたほうがいいところとなります。簡単。
0:32:18	日本原燃のハマナカです。今のご指摘につきまして評価を整理番号について来技術基準ではその他の措置も認められているということは認識しておりますので、現状は我々の施設で確認できるのは整理番号のみということでまだバーコード等を
0:32:38	新たな措置には対応できるものではなかったもので、現時点の



0:32:44	廃棄体の受け入れバックとしては、整理番号について書いていればいいともし将来的にそういう設備を導入するとなった場合にはここは変更認可申請でその他の措置を含めたような書き方に直すことになろうと考えております。
0:33:14	日本原燃のマルです。来にくいばかりにくいステッカーにつきましては当日に基づく粘着力がある。ステッカーというものをを用いると。
0:33:25	いうことでございます表現についてはもうちょっとその検討させていただきたいと思えます。
0:33:31	。
0:33:36	少し大きい信用すると、県の
0:33:42	6項、このところと、
0:33:49	これ、
0:33:50	今後、
0:33:52	第6号ですね、第6号の
0:33:57	2号廃棄体の(3)設計課の方。
0:34:04	の最後。
0:34:09	ちょっとですね。
0:34:15	これがね。
0:34:17	2号廃棄体の固型化の方法の(3)でもいいですね、6号の適合なんでまた一環の適用が非常にグレーで廃棄物地帯の強度が低い廃棄体については、
0:34:35	確保できていること、
0:34:38	明確に指摘したほうがいいかどうか分からないですけど、運用に悩むような記載になっていると考えるんですけど、運用を明確にこれはわかるようにし切ってください。
0:36:28	ここで、
0:36:34	あと、緊対3号、さっきのオオツカ。
0:36:43	すいません規制庁モモセです。第3号のSF系ですけど。
0:36:50	まず、この別紙がバーツとよく飯の大変な資料がパートつくことで、
0:36:59	基本的にはこういうつけて欲しいとは今思わなくなりましたが、コバルトとかセシウムを測定することで、スケーリングで出るのはこれ出しとニッケル59なんかは計算でちゃんと出てくるシート
0:37:17	平均濃度法でやるのはこれらしいと、要は今までの核種によってこの業界この業界っていうとあれなんですけど、原子力はしてるけど廃棄物知らない人だとなるほどと思うようなところも結構あったりして、その辺りのフローが最終要るかなと思ったんですけど、この資料で、

0:37:36	大体読み込んでいるのではないかというのわかりましたので、それはいいかと思います。表現とかでもしかしたらちょっと後で何かあるかもしれませんのでそこは追って連絡をする可能性があります。
0:37:51	それと別に、この場で求めないといけないなこれは今現在の計算の仕方の結果というか、結果ですね、結果を示した資料になってます。
0:38:08	保安規定にこれを変えて運用していくとしたらどんな運用をしていく。従って本案この記載事項がどう変わるかっていうのははっきりわかるようにしとかないと、保安規定がいつ変わるかわかりませんと。
0:38:25	つまりですよ簡単にはスケーリングファクターを決めるときに、下端サンプリングを何ヶ所しますとかサンプリング数であるとかサンプリングしたときにプロットプロットこうプロットして、最小事情プロットで原点を通る線を引くのかの原点を通るような線を引いて、
0:38:44	傾き絵を求めて傾き経営がこれより上回ってたら、もう1回これを数字を直さなくてはいけないそうではなければ10倍以内だったらどうだこうだという話があるかと思うんですけど、その押さえどころというか、今後これをどうやって育てていくか。
0:39:04	変更数年後も適用させていくのかっていう説明が多分今されていないので、制度の初期の状態としての確認はできるもの、普通翌日以降にこれで揚水いよいよよくて、
0:39:22	必要あれば保安規定変更が発生すると審査会合ぶつけるも出してますけど、その部分の説明がこれはされないと、応答資料としては完成ならなくて、それは保安規定の一部じゃなくて、まず審査資料でいいと思うんですけど。
0:39:38	その部分の検討が必要かと思いますが、
0:39:43	思います。
0:46:09	すいません規制庁モモセです。あとはとか整合の記載については、基本許可整合のやつは、
0:46:18	これだったら、
0:46:20	いろんなところに振り分けていただいて、それを許可整合とかで、今現在、例えばこの7番8番の工程で言えば4の紙の7番8番で言えば、一旦自主にしておいて、往査
0:46:37	実際にして、ここっていうのは、申請あるんでしょうか、ないんでしょうか。
0:46:44	このこの枠このわけ。
0:46:51	日本原燃のハマナカです。今埋設規則の条項についての欄は最終形の枠には入らない予定です。わかりました。そうすると、
0:47:04	それから、許可整合の話は自主で入っていたり、時間がたつと、

0:47:10	あれですね許可、許可整合の項目として入るという意味で長い目で見てこれが最低ラインのこれは特別として伸ばした必要そうなものとして入っていると。
0:47:24	一方で不足でこんな話もあるけどこれは別の話なんですね。
0:47:29	668 乗じゃなくて 6 条の話じゃ、六条の不足はここで、
0:47:35	ここを書かないことで解決しているということで、はい、承知にきました。
0:47:41	はい。
0:47:44	もつとは終わった後ですね。
0:47:47	ちょっと大きい話になってしまうかもしれないんですが、この廃棄体の同等材とか、あと廃棄体には当然製作公差があるはずで協議をしてる製作公差っていうのがあるはずで、
0:48:04	その製作公差
0:48:06	が、この 6 号 7 号の落下試験とか強度試験において廃棄体の試験のどこの裕度で包含されているのかというのを、これ審査としては必要になってくるものも書き物として残しておくことが必要になると。
0:48:25	思われます。つまり落下試験で前提となる廃棄体があったとしても、そのあと JIS 等で同等だとみなされる廃棄体に横ずれしていった別のものについて若干ずつになっていて、
0:48:41	時すんの同等っていうものと落下試験における等々ってのは必ずしも一緒でない開発なので、これはもうエンジニアリングジャッジとかではなくて、決めとして試験においてどこに裕度があったか、例えば飛散率に大分大きく言うと、
0:49:01	はありましたとか、共同試験の裕度どこに表れてるかちょっと存じないんですけど強度試験のここに裕度がありました。
0:49:09	で廃棄体が製作公差が大きかったり小さかったりしたとしても、または洞道排気対応同等材に変えたとしても、いろいろなものも同等材使用したとしても妥当な 6 号とか 7 号の適切性を
0:49:26	当満たしてるということの変化したときの説明いわゆる感度解析に近い意味合いで申し上げますけど、ここは審査の協力として必要になろうかと思いますので、提出の検討をお願いしたいところでございます。
1:20:13	日本原燃のハマナカです。今ご指摘というか質問のございました 6 号や 7 号に関して固形化でいいという固形化のこの条件でいいという、あとはこの適用範囲がこれでいいというようなことがわかる説明資料を審査資料等として審査資料として停止
1:20:33	するということで承知いたしました。
1:20:47	原子力規制庁の布田です。そのほか何かございますか。
1:20:53	そして、

1:20:55	こちらについては、
1:20:57	では私からの記載ぶりについて2点ほど確認させていただきます。まず、第3号の
1:21:05	これ12号共通なんですけれども、次の方法によりこれこれの
1:21:11	確認されたものであることということで(1)から(5)、
1:21:14	と記載されています。この書き方だと(1)から(5)を全部やるように読めてしまうので、次の方法のいずれかによりという方が適切ではないでしょうか。
1:21:31	日本原燃のハマナカです。ご指摘の通りかと思しますのでいずれかの方法によりというような記載に修正いたします。
1:21:41	原子力規制庁の布田です。承知しました。それからもう1点、これも記載ぶりの話でして、
1:21:47	第1号第2号の最初の固化の方法のところに、事業許可において廃棄を許可された放射性廃棄物
1:21:56	というふうに追加していただいたんですけれども、
1:21:59	これだと。
1:22:00	放射性廃棄物を2排気を許可したいというふうにも読めてしまうのではないかと思います。背景を許可したのは、放射性廃棄物を固型化したものであるのは、ほかの重々承知しているんですけれども、ちょっと語弊がないような表現にしていきたいと考えております。
1:26:39	日本原燃のハマナカです。今ご指摘いただいたところなんですけれども、趣旨として許可された廃棄物も結構埋めるのは国家廃棄体であるということは重々そう承知で、
1:26:53	今の記載でもそれが通じるというふうに考えておりますので適切だと考えております。
1:27:01	規制庁の布田です。承知いたしました。
1:27:04	そのほか何かありますか。
1:27:10	よろしいですか。
1:27:14	それでは本日上がった指摘事項について簡単にまとめていただけますでしょうか。
1:27:25	日本原燃のハマナカです。今日いただいた御指摘は、
1:27:30	4番、四番票のちょっと上から順にということでお話していきますと、技術基準の第1号、或いは第2号で記載している固化の方法に関する部分、ここについては、1号べー1号の記載をベースに
1:27:48	直していくということにしたいと思います。あと第3号の最大放射能濃度の記載の仕方につきましては、今挙げている方法、すべてを適用するというわけで

	はないので、いずれかのという文言を入れてこちらの趣旨に合った表現に直していきたいと思います。
1:28:08	続いて飛んで技術基準の第6号加藤第7号に関する部分については、固形カーで固形化の方法確認すると、あと、この条件で適用今期の範疇で適用できるということについて、
1:28:25	市審査資料等でそれを説明したものを提出していただいてこの妥当性を確認していただきたいと思います。
1:28:51	あと失礼しました。ちょっと戻っていただきまして第5号の健全性を損なうおそれがないものに関しての記載ですけれども、ここも規則の技術基準の主旨を汲んだ上で実態
1:29:07	枠として規制すべきような表現としては以下の物質が含まないもので以下の物質が含まないものであることというような記載に修正したいと思います。
1:29:33	はい。加藤。
1:29:34	はい。
1:29:35	SCALE6号に関しては、この固形化の方法で廃棄物自体の強度が低い廃棄体というところの記載がグレーという指摘をいただきましたので、ここはちょっと書き方を検討させていただきたいと思います。
1:30:08	はい。以上です。
1:30:13	規制庁の古田です。今まとめていただいたものにつきまして漏れ等ございますか。
1:30:21	よろしいですか。
1:30:24	そのほか何か原燃からもう結構ですが、確認しておきたい事項等ございますか。
1:31:28	規制庁の古田です。
1:31:30	それでは何もないようですので本日の面談を終了いたします。ありがとうございました。